



国 営 整 第 1 4 号
国 住 備 第 2 8 号
平成 2 5 年 4 月 2 2 日

全国仮設安全事業協同組合 理事長 殿

国土交通省

大臣官房官庁営繕部整備課長



住宅局住宅総合整備課長



建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止等について

標記につきましては、従来から特段の配慮をお願いしてきたところですが、今般、国土交通省が発注する営繕工事については別添1のとおり、また、公共住宅の建設工事については別添2のとおり通知文を発出し、足場からの墜落事故をはじめとする建設事故防止を図ることとしましたので、参考に送付いたします。

貴団体におかれましては、営繕工事及び公共住宅建設工事における足場からの墜落事故防止等に努めていただくとともに、これらの取り組みを参考として、建設工事全般にわたって、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部整備課 二宮 03-5253-8111 内線 23-463
住宅局住宅総合整備課 吳 // 内線 39-393

別添1

国営整第13号
国営設第12号
平成25年4月17日

各地方整備局 営繕部長
北海道開発局 営繕部長
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部長 } あて

大臣官房官庁営繕部
整備課長
設備・環境課長

平成25年度における営繕工事事務事故防止重点対策の実施について

営繕工事における事故防止については、従前より公共建築工事標準仕様書の施工中の安全確保等の規定に基づき対応を行ってきたところである。

近年、労働災害は減少傾向にあるものの、依然として多くの死亡者が出ており、建築工事における死亡事故については、約6割が墜落によるものである。このため、営繕工事においても足場等からの墜落事故防止対策等を重点的に実施してきたところである。

今般、営繕工事において下記のとおり、平成25年度における事故防止重点対策を実施することとしたので適切に措置されたい。なお、別添のとおり直轄土木工事を対象に「平成25年度における建設工事事務事故防止のための重点対策の実施について」（平成25年3月29日付け国官技第334号）が通知されており、参考とされたい。

記

1. 足場からの墜落事故等防止対策

- (1) 工事で設置する足場は、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成24年2月）（以下、「要綱」という。）」及び、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置するものとし、適切に費用を計上するものとする。
- (2) 工事現場に設置された足場に対しては、同ガイドラインの「第6 留意すべき事項」に示される次の事項について、確実に履行されるよう請負者に働きかける。
 - 1) 足場の構造
 - 2) 足場の組立て作業
 - 3) 足場の点検等
 - 4) 足場を使用する作業等

- (3) 足場等の点検強化に関する措置として、足場の組立て、解体又は変更時の点検は、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を活用し、当該足場等の組立て作業を担当した者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行い、足場の安全確認に関する看板を設置するよう受注者に働きかけるとともに、必要に応じ、その点検結果の確認等を行う。

なお、「十分な知識と経験を有する者」として、以下の者が想定されるので、点検の適切な実施に当たっての参考とされたい。

- 1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
 - 2) 法第81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - 3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者
2. 屋根工事等に係る安全対策
- 屋根面等からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護さく等のJIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）による足場及び装備機材の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。
3. 営繕工事における発生事故等を踏まえた安全対策
- 安全協議会等、工事現場で受注者が行う工事事務防止の取組の中で、今までに営繕工事で発生した事故を踏まえ、特に次に示す事項に係る作業手順の遵守等、工事の安全確保のための指導を現場作業員に徹底するよう働きかける。
- 1) 足場等の作業開始前点検の実施及び高所作業時の安全带等の使用
 - 2) 火気使用作業時に必要な消火器等の準備及び適切な人員の配置
 - 3) 暴風雨等の災害、事故発生時の現場内での連絡体制の構築並びに監督職員及び消防等を含む関係連絡先への速やかな通報
 - 4) 工事機材等を含む仮設資・機材の作業開始前点検及び適切な使用方法の遵守
4. 工事事務防止に係る広報活動の推進
- 工事現場で受注者が行う工事事務防止の取組（事故ゼロ宣言等）について、看板等の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかける。
5. 安全活動の評価
- 受注者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の一つとする。（各種チェックリストの活用や看板設置等）

(問い合わせ先)

大臣官房官庁営繕部整備課 二宮、轟

TEL 03-5253-8111 内線23-463、23-465

国住備第27号

平成25年4月22日

都道府県・政令市 住宅主務部長
独立行政法人都市再生機構 技術調査室長 } 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について

建設業における労働災害の防止に資するため、従来より公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について適切な措置を講ずるよう要請してきたところである。また、公共住宅事業者等連絡協議会（以下「事連協」という。）においても、平成21年6月1日施行の「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第23号）及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」（資料1参照）を踏まえた措置を「公共住宅建設工事共通仕様書（平成22年度版）」に規定するとともに、公共住宅建設工事現場における一層の安全確保の観点から、公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いを別紙のとおりとしているところである。

貴職におかれては、引き続き、事連協の取扱いを踏まえて適切に対応するとともに、下記事項に留意することにより、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

なお、管内市町村（政令市を除く。）、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

記

1. 公共住宅の建設工事における足場については、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成24年2月、以下「要綱」という。）（資料2参照）を参考とすること。特に、足場等の点検については、労働安全衛生規則第567条の規定に基づき、足場の組立、一部解体又は変更の後に行う点検、補修及びその記録の保存を徹底するとともに、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリストを作成し、効果的に安全管理を行い、足場

の安全確認に関する看板の設置を推奨すること。さらに、足場の組立完了時の点検に当たっては、当該足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する者による点検を推奨すること。

また、これらの安全活動の創意工夫の成果は、工事成績評定の判断材料の一つとすることが可能であるので留意すること。

なお、「十分な知識と経験を有する者」として、以下の者が想定されるので、点検の適切な実施に当たっての参考とされたい。

- ① 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法（以下「法」という。）第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
- ② 法81条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者など、法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者（資料3参照）
- ③ 足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記①又は②に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

2. 足場に関連する日本工業規格としては、「鋼管足場（JIS A8951）」、「先行形手すり（JIS A8961）」、「つま先板（JIS A8962）」等の他、屋根工事は「屋根工専用足場及び施工方法（JIS A8971）」の施工標準に基づき、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置を推進すること。なお、日本工業規格の内容については、日本工業標準調査会のHP（<http://www.jisc.go.jp/>）を参照されたい。

3. 工事事務防止に係る広報活動として、受注者が行う工事事務防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨すること。また、受注者等に対し、講習会等を通じて墜落事故防止対策の普及に努めること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課 呉、加藤

TEL：03-5253-8111 内線 39-393、39-345

公共住宅事業者等連絡協議会
会 員 各 位

公共住宅事業者等連絡協議会

公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協議会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、足場からの墜落事故防止については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号）が平成21年3月2日に公布、同年6月1日から施行され、「手すり先行工法等に関するガイドライン」が定められたことにより、事連協発第499号（平成22年5月31日付）「公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いについて」により、公共住宅建設工事で設置する足場に関して、特記仕様書に「手すり先行工法等に関するガイドライン」に対応した方式により行う旨を記載することを標準とするお願いをしてきたところです。

「公共住宅建設工事共通仕様書（平成22年度版）」においては、足場からの墜落事故防止のための措置が規定されていますが、引き続き公共住宅建設工事現場における安全性の確保を図る観点から、今後も下記のとおり設計図書（特記仕様書）に記載することを標準としますのでよろしくお願いいたします。

また、『手すり先行工法等に関するガイドライン』第6 留意すべき事項に示されている事項について、確実に履行されるよう、請負者に働きかけをしていただくようお願いいたします。

なお、都道府県会員におかれましては、管内市町村へも周知をお願いします。

内容については、昨年も通知しておりますが、今年も引き続きよろしくお願いいたします。

記

工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(平成22年度版)」の総則編1.3.1 足場、その他の2に規定されている「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

以上

(連絡先)

公共住宅事業者等連絡協議会事務局

田中、細井、鈴木

TEL : 03-5211-0584 FAX : 03-5211-3169

E-mail : h.suzuki@cbl.or.jp